

2022 年度一般社団法人鳥取県社会福祉士会事業計画

【基本方針】

本会は本年で設立30周年を迎えます。この間、会員の活動分野も広がり、会の活動も多分野に亘る知識の研鑽、成年後見制度をはじめとする権利擁護活動を中心に取組みを充実してきました。関係機関等から専門職、専門職団体としての認知が進むとともに、本会への期待や要望も高まってきています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、私たちを取り巻く環境は大きく変わりました。未だ終息が見えない今、社会的弱者と言われる人々の課題の深刻化と同時に、減収・離職、精神疾患の発症等により、これまで福祉制度・サービスを必要としなかった人々が制度の狭間で苦しむ状況も発生しています。

現在、包括的支援体制整備が進められており、これまで以上に丸ごと受け止め、多職種が連携した相談支援、社会参加や人々のつながりが求められています。

本会の社会的使命を果たすため、より一層会の組織強化、研修やスーパービジョンによる会員の質の担保など社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の人材育成が必須です。私たち会員は、本会活動の活性化と組織力強化を目指し、地域の関係職種・機関との連携・協働、ネットワークの構築に努め、利用者の権利擁護を基本視点に、利用者を取り巻く環境整備にも配慮し、相談援助、生活支援及び社会的実践活動を行っていきます。

【運営方針】

1. 組織・運営体制の充実強化
 2. 会員の専門性の向上(知識、技術、倫理)
 3. 地域に根ざした社会福祉実践と新たなニーズへの対応
 4. 委員会及び権利擁護センターぱあとなあ鳥取の活動の充実強化
-
1. 会の組織、運営の充実のための事業
 - (1) 登録者及び受験資格保有者の把握と加入の呼びかけ
 - (2) 理事会の開催 年4回（4月、8月、11月、2月）
 - (3) 総会の開催 年2回（5月、3月）
 - (4) 正副会長会（業務執行役員会）の開催 随時
 - (5) 監事会の開催 年1回（4月）
 - (6) 選挙管理委員会の開催 年2回（2月、3月）
 - (7) 財政基盤再生計画検討委員会(仮称)の設置
 - (8) 委員長会議の開催 年1回（8月）
 - (9) 中央・ブロック会議への出席
 - (10) 生涯研修センターの充実
 - (11) 災害時支援体制の取組み（災害支援プロジェクトチームの設置）
 - (12) 地区活動の充実
 2. 委員会活動 （※各委員会の目的や活動については委員会活動計画参照）
 - (1) 組織委員会
 - (2) 生涯研修委員会（生涯研修センター）
 - (3) 高齢者生活支援委員会
 - (4) 障がい児・者生活支援委員会
 - (5) 子ども家庭支援委員会

- (6) 保健医療委員会
- (7) 地域社会・多文化委員会

3. 調査研究及び研修事業

- (1) 会員のための研修
 - ①派遣研修 必要な研修会への会員派遣
 - ②地区別研修会
- (2) 受験者への研修会等
 - ①模擬試験の実施（10月）
- (3) 認定社会福祉士に関する研修会等
 - ①基礎研修Ⅰ
 - ②基礎研修Ⅱ
 - ③基礎研修Ⅲ
 - ④スーパービジョン研修（実施時期未定）

4. 虐待防止への取り組み

- (1) 高齢者関係
 - ①高齢者虐待対応現任者研修
- (2) 障がい児・者関係
 - ①障がい者虐待対応防止研修
- (3) 高齢者虐待・障がい者虐待の虐待対応専門職チーム等への参画

5. 権利擁護センター「ぱあとなあ鳥取」の運営（※ぱあとなあ鳥取活動計画参照）

6. 広報・啓発事業

- (1) ホームページによる情報発信
- (2) パンフレット等の発行

7. 講師の派遣

- (1) 学校、研修会等への講師派遣

8. 関係機関との連携

- (1) 関係機関、専門機関との連携を図る
 - ①公的機関との連携
 - ②家庭裁判所、弁護士会、司法書士会等権利擁護制度に係る関係機関・団体との連携
 - ③鳥取県災害派遣チーム（DCAT）との連携
 - ④その他必要な諸団体との連携
- (2) 日本社会福祉士会との連携を密にし、都道府県士会との交流を図る
- (3) 開業社会福祉士への支援

9. その他の事業

- (1) 上記事業の他、理事会及び各委員会の決定により、必要に応じて実践活動を行う。

委員会活動計画

組織委員会

1. 目的

組織委員会は、常に会員の状況を把握し、会員の増強等、組織の充実強化に取り組むとともに、会員相互の連携をもとに、広報活動を通じて鳥取県社会福祉士会の存在と意義を内外に広く発信し、本会の事業全体の円滑な推進を図ることを目的とする。

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年3回

(2) 会員名簿作成事業

(3) 入会促進事業

①模擬試験受講者に対する加入案内（合格発表10日前）

②未加入者の勧誘広報活動の実施

(4) 広報活動の実施

・ホームページによる情報提供（CMS管理）

(5) 社会福祉士国家試験・全国統一模擬試験の実施

(6) ソーシャルワーカーデーの実施（ソーシャルワーカーデー実行委員会にて精神保健福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会との調整により実施）

(7) 新入会員へオリエンテーションの実施

生涯研修委員会（生涯研修センター）

1. 目的

社会福祉士は、生涯にわたって「社会福祉士としての専門性」を追求し、現実の福祉の課題に対応できる実践力を身につけていく努力が必要である。社団法人日本社会福祉士会の生涯研修制度及び認定社会福祉士制度と連動しながら、会員一人ひとりが専門職としての価値、知識、技術の水準の維持向上を図っていくことを目的として、他の委員会主催の研修会等との関係調整を図りながら研修会を企画実施する。

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年4回程度

(2) 基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの実施 通年

(3) スーパービジョン研修の実施 通年

(4) 他委員会の研修日程の調整

(5) 年間研修計画の立案

(6) 分野横断的研修の企画

(7) 日本社会福祉士会の開催する会議・研修会への派遣 年4回程度

高齢者生活支援委員会

1. 目的

高齢者の生活支援における、質の高い総合相談業務を遂行できるよう社会福祉士としての力量を高めるとともに、情報交換・相互支援などを行うことにより会員の資質の向上を図る活動を行う。

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回
- (2) 委員会内容の充実
 - ①情報交換・勉強会（事例検討等）の実施
 - ②委員相互の連携強化
 - ③委員長・副委員長会議 年3回
- (3) 研修会の開催
 - ①在宅高齢者虐待対応担当者研修（鳥取県より委託事業）
 - ②養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修（鳥取県より委託事業）
 - ③ソーシャルワーク実践研修（会員、会員外の関係者を対象）
- (4) ホームページによる高齢者生活支援に関する情報提供

障がい児・者生活支援委員会

1. 目的

障がい児・者の地域生活の支援のあり方等について、現状把握・課題の調査・研究を行うとともに、社会福祉士としての資質の向上を図る活動を行う。

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回
会員同士で、情報交換・意見交換、事例研究等から課題抽出
- (2) 研修会の開催
 - ①障がい者虐待防止等研修（鳥取県より委託事業）
 - ②障がい者の地域福祉に関する研修会（会員及び会員外の関係者を対象）

子ども家庭支援委員会

1. 目的

子どもの人権に着目し、地域、学校における子ども家庭支援の役割を果たす上において重要な人材として期待される社会福祉士の力量を高めるため、施設視察、研修、情報交換等を通して会員相互のネットワークを構築し、子どもの権利擁護、家庭支援の推進を図ることを目的とする。

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回
 - ①児童福祉施設等視察研修の企画
 - ②スクールソーシャルワーク研修の企画
 - ③情報交換・勉強会の開催
 - ④委員会の連携強化
 - ⑤委員長・副委員長会議 年3回
- (2) 視察及び研修会の開催
 - ①児童福祉施設等視察研修（年1回）
 - ②スクールソーシャルワーク研修（年1回）
- (3) その他
新①児童虐待防止キャンペーン「オレンジリボンたすきリレー」参加（11月）

保健医療委員会

1. 目的

保健医療と福祉の連携促進が求められるなか、それに資する力量への向上を図るため、保健医療分野における会員研修や地域活動など各般の取組を行う。

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年3回(研修会との同時開催含む)、ICTを活用したオンラインを基本とし、感染流行状況を見極めつつのハイブリッド研修の開催も検討していく。

- ①会員相互や地域との連携強化に向けた課題抽出とアイデア案出
- ②保健医療分野における研修会の企画・開催（保健医療委員会研修会）
 - ー地域共生社会の実現に向けてチームを育む実践力向上セミナー
 - ーソーシャルワーク実践を科学化する
- ③認定社会福祉士認証認定研修の開催検討
- ④次年度事業計画及び予算の協議
- ⑤委員長・副委員長会議年5回

(2) 研修会の開催

保健医療委員会研修会（年3回）

地域社会・多文化委員会

1. 目的

地域福祉、司法福祉、生活困窮者等への生活相談支援業務の向上を図るための会員研修や地域活動などの各般の取組を行う。

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年3回

- ①年間計画打ち合わせ、情報交換
- ②研修の企画
- ③次年度事業計画及び予算の協議

(2) 研修会の開催（2回）

地域又は、多種・多様な機関とのつながりを意識したソーシャルワーク研修

権利擁護センターぱあとなあ鳥取活動計画

基本方針：鳥取県社会福祉士会の事業の一環として、その目的を達成するために組織を充実するとともに、会員の質の向上を目指し、広く権利擁護活動を行う。

1. 組織の充実

(1) 名簿登録会員数の拡大

(2) 養成研修受講者の確保

- ①成年後見人材育成研修（広島県・岡山県社会福祉士会主催）への参加協力
 - ・受講者の募集・推薦
 - ・演習チューターの派遣
 - ・その他必要と判断される協力

2. 会員の質の向上

(1) 県内での名簿登録研修会の開催（1～2月に県内3ブロックでの実施）

- (2) 会員のための定期的な学習会の開催
年4回の東・中・西部での学習会の開催
・活動事例報告、各種講演等
- (3) 関係機関が主催する研修会等への積極的な参加

3. 関係機関との連携

- (1) 家庭裁判所との連携
 - ①家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会への参加
 - ②家庭裁判所からの説明会、意見交換会への参加
 - ③家庭裁判所への後見候補者名簿の提出
- (2) 県内の成年後見支援センターとの連携
 - ①東部地区 とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）
 - ②中部地区 中部成年後見支援センターミットレーベン
 - ③西部地区 西部後見サポートセンターうえるかむ
- (3) 公的機関をはじめとするその他の関係機関との連携

4. 受任者支援の仕組

- (1) 東・中・西部に相談担当者の選任
- (2) 活動報告書の提出及び活動報告書作成に係る支援

5. 相談・後見活動

- (1) 後見人等の積極的な受任
- (2) 東・中・西部相談窓口での相談対応

6. 日本社会福祉士会ばあとなあとの連携

- (1) 定期活動状況の報告
- (2) 日本社会福祉士会主催の会議、研修会等への参加

7. 運営委員会

- (1) 運営委員会を定期的又は随時開催し、会のスムーズな運営を図る。